中央教育審議会大学分科会大学院部会 専門職大学院ワーキンググループ (第3回)H28.2.15

# 専門職大学院制度における法科大学院の課題と展望

# 中央教育審議会大学分科会大学院部会 専門職大学院WG(第3回)

2016年2月15日 慶應義塾大学 片山直也

- 1. 専門職大学院制度における法科大学院の特殊性
- ◆ 標準修業年限3年
- ◆ 修了要件93単位以上
- ◆「法学既修者」(法学の基礎的な学識を有すると認める者) 1年の在学期間および30単位の修得を認定 (専門職大学院設置基準第25条)
- ◆ 学位:法務博士(専門職)
- ◆ 法科大学院の課程(専門職大学院設置基準第18条第1項) 「専ら法曹養成のための教育を行うことを目的とするものを置く専門職大学院」
  - ⇒司法試験の受験資格等(司法試験法第4条第1項第1号)

# 2. プロセスとしての法曹養成

◆法科大学院の教育と司法試験等との連携等に関する法律(「連携法」)第2条

法曹の養成は、国の規制の撤廃又は緩和の一層の進展その他の内外の社会経済情勢の変化に伴い、より自由かつ公正な社会の形成を図る上で法及び司法の果たすべき役割がより重要なものとなり、<u>多様かつ広範な国民の要請にこたえることができる高度の専門的な法律知識、幅広い教養、国際的な素養、豊かな人間性及び職業倫理を備えた多数の法曹が求められていることにかんがみ、国の機関、大学その他の法曹の養成に関係する機関の密接な連携の下に、次に掲げる事項を基本として行われる。</u>

- 一 法科大学院において
- 二司法試験において
- 三 司法修習生の修習において

- ◆一 法科大学院において <u>法曹の養成のための中核的な教育機関</u>として、各法科大学院の創 意をもって、
- ①入学者の適性の適確な評価及び多様性の確保に配慮した公平な 入学者選抜を行い、
- ②少人数による密度の高い授業により、将来の法曹としての実務に必要な学識及びその応用能力並びに法律に関する実務の基礎的素養を涵養するための理論的かつ実践的な教育を体系的に実施し、
- ③その上で厳格な成績評価及び修了の認定を行うこと。 (連携法第2条第1号)

- 3. 法学部との関係
- ◆法学部を存続しつつ、3年制の法科大学院を新設(2004年) cf. 韓国では、法科大学院(法学専門大学院)を設置する大学では 法学部の廃止を義務づけた(2009年)
- ◆法学未修者と法学既修者 法学未修者コース3年、法学既修者コース2年
- ◆「純粋未修者」と「隠れ未修者」

「法学既修者」(法学の基礎的な学識を有すると認める者)か否かは、法学既修者試験で判定する。よって法学部卒であっても既修者試験で不合格であれば、法学未修者として取り扱われる(いわゆる「隠れ未修者」)。これに対して、他学部・他研究科卒や社会人は、「純粋未修者」と呼ばれる。

- ◆専門職大学院に関し必要な事項について定める件(平成15年3月31日文部科学省告示第53号)第3条(法科大学院の入学者選抜)第1項 法科大学院は、入学者のうちに法学を履修する課程以外の課程を履修した者又は実務等の経験を有する者の占める割合が3割以上となるよう努めるものとする。
- →多くの法科大学院で、既修者コース(2年)と未修者コース(3年)を分けて、定員を概ね7:3とした。しかし、他学部・他研究科出身者や社会人(いわゆる「純粋未修者」)の数は年々減少の一途を辿る。

法学部卒の「隠れ未修者」にとっては、未修1年目の法律基本科目の 教育は、法学部での専門科目の教育と重複することになる。

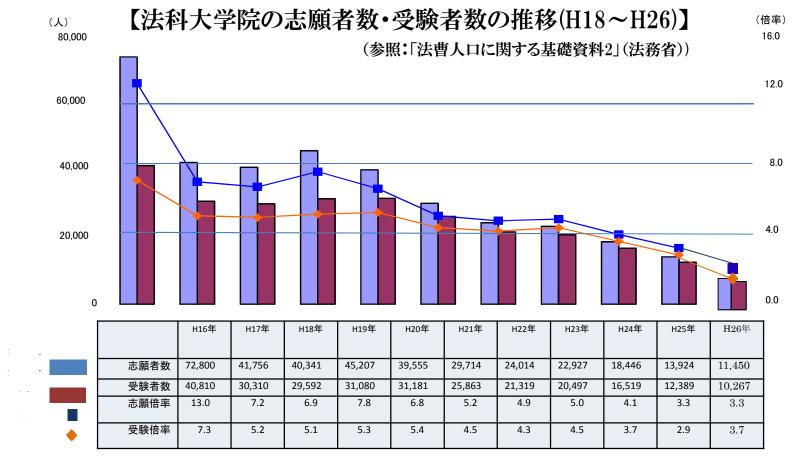
←そもそも未修1年は、専門職大学院としてよいのか? 学部レベル での教育(法学の基礎的な学識の涵養)を専門職大学院で行っている ことになる(性質としては「予科」に近い)。

<u>少なくとも、それを法学部に委ねて、法学既修者の教育(2年コース)</u>に特化する選択肢を、各法科大学院に与えるべきではないか。

# カリキュラム一覧(慶應義塾大学法科大学院)

			第1学	第1学年		第2学年		第3学年	
				春学期	秋学期	春学期	秋学期	春学期	秋学期
合計		69	15	15	10	8	13	8	
必修科目	法律基本科目 (必修)	公法系	13	憲法 I (3)	憲法Ⅱ(2)	憲法総合(2)	行政法(2)	行政法総合 (2)	公法総合 I (1) 公法総合 II (1)
		民事系	31	民法 I (総論·契約 法)(4) 民法 II (財産法)(2) 民法 III(民事責任法)(1) 民法 IV(担保法)(2) 民法 V(家族法)(1)	会社法(3) 民事手続法 I (2) 民事手続法 II (2)	民法総合 I (2) 民事手続法総 合(2)	民法総合 II (2) 商法総合 I (2)	商法総合 II (2) 民事法総合 I (2)	民事法総合 Ⅱ(2)
		刑事系	15	刑法 I (2)	刑法II(3) 刑事訴訟法(3)	刑法総合(2)	刑事訴訟法総合(2)	刑事法総合 I (2)	刑事法総合 II(1)
	法律実務基礎科目(必修)		10			要件事実論(2)		法曹倫理(2) 刑事実務基 礎(3)	民事実務基礎 (3)
合計		選択科目は修了までに31単位以上を修得すること。							
選	法律基本科目(選択)		5以	內 ※ 法律基本科	※ 法律基本科目(選択)が修了要件として認められるのは5単位以内。				
択科口	法律実務基礎科目(選択)			※ 法律実務基	※ 法律実務基礎科目(選択)は0単位で修了することも可能。				
目	基礎法学•隣接科目		4以		※ 基礎法学・隣接科目4反に以上を必ず含めること。 (ただし、基礎法学から4単位、隣接科目から0単位という修得の仕方や、その逆も可能)				
	展開•先端科目		12թ	X_L	※ 展開・先端科目を12単位以上必ず含めること。 (公法系、民事系、民事系、刑事系、社会法系、国際系、学際系、外国法基礎系、グローバル系)				
	選択科目履修上限単位数			第1学年 6ま	で	第2学年 18	まで	第3学年 2	3まで

# 1. 法科大学院志願者の減少



- 1「志願者数」とは、各大学における入学者選抜の出願者数の合計値をいう。
- 2「受験者数」とは、各大学における入学者選抜の受験者数の合計値をいう。

#### 【法科大学院における平成26年度の入学者選抜の状況】

	志願者数	入学者数	入学定員充足率※2	【参考】 入学定員
平成26年度	11,450人	2,272人	0.60	3,809人
前年度 (平成25年度)	13,924人 ▲2,474人 (▲17.8%)	2,698人 ▲426人 (▲15.8%)	0.63 ▲0.03	4,261人 ▲452人 (▲10.6%)
ピーク時	<b>72,800人</b> ▲61,350人 (▲84.3%) (平成16年度※1)	<b>5,784人</b> ▲3,152人 (▲60.7%) (平成18年度)	1.03 ▲0.43 (平成16年度※1)	5,825人 ▲2,016人 (▲34.6%) (平成19年度)

(平成26年4月1日現在 文部科学省専門職大学院室調べ)

- ※1 平成16年度は申請への移行時に当たる。ちなみに、平成17年度の志願者は41,756(▲30,306人(▲72.6%))、 入学定員充足率は、0.95(▲0.35(▲36.8%))。
- ※2 入学定員われの法科大学院は、全27校中61校(91%)。このうち入学店員を75%以上充足している法科大学院は 13校、入学定員が50%に満たない法科大学院は44校。

- 2. 司法試験合格者数および法曹人口の増加
  - (1) 司法試験合格者数の増加

# 【司法試験の合格状況】



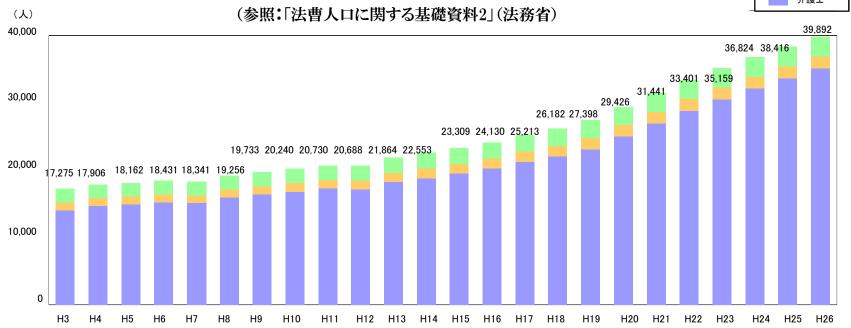
#### Ⅱ 法科大学院の現状

2. 司法試験合格者数および法曹人口の増加 (2)法曹人口の増加

#### 【法曹三者(裁判官・検察官・弁護士)の人口の推移】

(注)グラフ上部の数値は、法曹三者(裁判官、検察官、弁護士)の合計数





## Ⅱ 法科大学院の現状

- 2. 司法試験合格者数および法曹人口の増加
  - (3)法曹の就職難・年収減(?)

【弁護士未登録者数の推移】(日本弁護士連合会調べ)

	一括登録時点	約12ヶ月後
第60期(H19) 現行	<b>5.</b> 0%	
第60期(H19) 新	3.3%	
第61期(H20) 現行	<b>5.</b> ~4%	
第61期(H20) 新	<b>5.</b> 1%	
第62期(H21) 現行	14.4%	4.0%
第62期(H21) 新	<b>6.</b> 7%	1.3%
第63期(H22) 現行	22.6%	4.1%
第63期(H22) 新	11.0%	1.9%
第64期(H23) 現行	39.8%	7.5%
第64期(H23) 新	20.1%	2.2%
第65期(H24)	26.~3%	2.5%
第66期(H25)	28.~0%	2.8%
第67期(H26)	27.9%	

3. 司法試験合格率の低迷

平成18年 19年 20年 21年 22年 23年 24年 25年 26年 48.3% 40.2 33.0 27.6 25.4 23.5 24.6 25.8 21.2※ (※平成26年:法学既修者32.8%、法学未修者12.1%)

4. 法科大学院の統廃合 学生募集停止を公表した法科大学院 30校 (ピーク時74校→44校に減少)

#### Ⅱ 法科大学院の現状

- 5. 司法試験予備試験の導入(平成23年~)
- (1) 予備試験合格者の推移

平成23年度 116人(うち学部・法科大学院在学中45人) 平成24年度 219人(うち学部・法科大学院在学中130人) 平成25年度 351人(うち学部・法科大学院在学中271人※) ※うち主要5大学(東京、慶應義塾、中央、一橋、京都)が201人)

(2) 予備試験受験者数の推移

予備試験受験者数 適性試験受験者(実数) (学部·法科大学院在学中)

平成23年度	6,477人(1,434人)	7,249人
平成24年度	7,183人(2,212人)	5,967人
平成25年度	9,224人(3,973人)	4,945人
平成26年度	10,347人(4,767人)	4,091人

14 of 33

- ◆法曹養成制度改革推進会議決定「法曹養成制度改革の更なる推 進について」(平成27年6月30日)
- ○法曹有資格者の活動領域の拡大
- ○法曹人口(当面1500人程度は輩出されるよう必要な取組を推進)
- ○法科大学院(→集中改革期間平成30年度まで)
  - 司法試験に概ね7割以上合格できるよう充実した教育を目指す
  - 1. 組織見直し(公的支援の見直し強化策の継続、客観的指標を用いた認証評価の運用など)
  - 2. 教育の質の向上(未修者教育の充実、先導的取組の支援、共通到達度確認試験の試行、適性試験等の在り方の検討など)
  - 3. 経済的時間的負担軽減(学部早期卒業・飛び入学による在学期間の短縮、ICTの活用など)
- ○予備試験(法科大学院を中核とするプロセスとしての法曹養成制度 の理念を損ねることがないよう配慮、法科大学院改革の進捗に合 わせて必要な制度的措置を検討)
- ○司法試験(選択科目の廃止の是非)
- ○司法修習(導入修習等、経済的支援など)

- ◆中央教育審議会大学分科会法科大学院特別委員会「法科大学院 教育の抜本的かつ総合的な改善・充実方策について(提言)」(平成26 年10月9日)
- <今後目指すべき法科大学院の姿>
- ○修了者の7~8割が司法試験に合格できるような高い教育力を持つ 法科大学院が全国的に一定のバランスによって配置
- ○我が国の法曹や法曹養成の在り方もグローバルな視点で捉える
- ○社会の様々な分野で活躍できる法律実務に携わる高度専門職業 人が多数輩出されることが望まれる
  - 一我が国での法廷活動を中心とした法曹の養成のみならず
  - 一民間企業や公務部門における様々なニーズに応え、グローバル な視点をも有しつつ、法やその他のルールを駆使して課題を分析 し、解決案を立案し、交渉・調整を有効に進めることができる法曹
  - 一福祉・教育分野をはじめとする地域における司法サービスやAD Rを担う法曹の養成など

- ◆中央教育審議会大学分科会法科大学院特別委員会「法科大学院 教育の抜本的かつ総合的な改善・充実方策について(提言)」(平成26 年10月9日)
- <今後目指すべき法科大学院の姿>(続き)
- ○多様なバックグランドを持った法学未修者が法律を着実に学ぶこと ができる取組の充実
- ○学部段階における教養教育・法学教育の充実と併せて、優秀な学生がより短時間で法曹になることができる途も確保
- ○経済的支援の充実

- ◆中央教育審議会大学分科会法科大学院特別委員会「法科大学院 教育の抜本的かつ総合的な改善・充実方策について(提言)」(平成26 年10月9日)
- <今後取り組むべき改善・充実方策>
- 1.組織見直しの推進 公的支援の見直しの仕組みなどを通じて、 入学定員を3000人から更に削減する 当面2500人程度(中教審・平成27年11月24日) (参考)平成27年度入学者数=2201人 平成28年度定員(見込み)=2724人
- 2. 教育の質の向上
  - (1)法曹としての不可欠な基礎的知識・理解の修得
    - ・未修者教育の充実(配当年次の拡大、単位増など)
    - ・共通到達度確認試験(仮称)の導入推進
    - ・司法試験問題等を適切に活用した指導

- <今後取り組むべき改善・充実方策>(続き)
- 2. 教育の質の向上
  - (2)教育内容の充実(先導的取組への支援)
    - ・法律実務に関する基礎教育の充実(エクスターン、クリニック等)
    - ・国際化への対応(外国留学の促進や外国からの留学生の受入れなど)
    - ・継続教育の充実や職域拡大への取組を進める(ビジネスロー、外国法等の研修プログラムなど)
  - (3)教育の質の確保
    - ・認証評価における客観的指標
    - ・必要に応じて設置基準等の見直し
    - ・法学分野における教員のキャリアパスの在り方を検討

- <今後取り組むべき改善・充実方策>(続き)
- 3. 優れた資質を有する志願者の確保
  - ・個々の学生に応じた柔軟できめ細やかな教育指導
  - ・法曹になるための時間的負担の軽減 飛び入学制度の活用 高等教育における5年一貫の法曹養成教育の確立・充実 (学部教育と法科大学院教育の円滑な接続に配慮した教育課 程上の連携を図る)
  - •経済的支援
  - •ICT
  - ・学生が、法科大学院修了後に、その希望に応じて、法曹界のみに限らず民間企業や公務部門、更には国際機関等をも含めた幅広い分野で法的素養・能力を備えた「高度専門職業人」として活躍できるよう、就職支援、セミナー・授業科目を設けるなどの取組

- 1. 法学部教育との関係
- (1)標準修業年限3年原則の見直し【専門職大学院設置基準第18条以下関係】
- ①未修1年次の法律基本科目を中心とした「法学の基礎的な学識の 涵養」を法学部に移行→法学部において法曹養成コースを設けて、少 人数による密度の高い授業を実施する(連携法第2条第1号の趣旨)
- ②法学未修者(他学部卒・他研究科修了者および社会人)には、法学部への学士入学を推奨する。
- ③仮に標準修業年限3年原則を維持する場合であっても、法曹リカレント教育・高度専門職業人養成に重点を置く法科大学院については、その「専攻分野の特性」から、標準修業年限を2年とする選択肢を与える(専門職大学院設置基準第2条第2項、及び第18条第2、3項参照)。
- ④収容定員に関する「専門職大学院に関し必要な事項について定める件」(平成15年3月31日文部科学省告示第53号)第4条を見直す(「既修者コースの定員の2倍に未修者コースの定員の3倍を加えた数とする」)。

- 1. 法学部教育との関係(続き)
- (2)高等教育における5年一貫の法曹養成教育の確立・充実
- ①高等教育における5年一貫の法曹養成教育の確立・充実のためには、(1)①の考え方(法科大学院における未修者教育の法学部への移行)が大前提となる。すなわち、法学部が法曹養成に拘わるわけであるから、連携法第2条第1号の趣旨を法学部教育においても徹底させる必要がある。
- ②法科大学院と学部との連携に関連して、専門職大学院制度の中で、大学院設置基準第7条(研究科と学部等の関係)の準用の意義について検討すべきである(専門職大学院設置基準第42条1項参照)。

- 2. 法曹リカレントおよび高度専門職業人養成と法科大学院
- (1)大規模法科大学院における充実した「展開・先端科目」群【慶應義塾大学法科大学院】(100科目を超える選択科目)

公法系(租税法など7科目)

民事系(知的財産法、倒産法など24科目)

刑事系(刑事政策など4科目)

社会法系(労働法、経済法など13科目)

国際系(国際法、国際関係法など15科目)

学際系(環境法、医事法など9科目)

外国法基礎系(中国法、EU法など10科目)

グローバル系 (International Business Transactionsなど17科目)

ワークショップ・プログラム(企業法務、金融法務、知的財産法務、 渉外法務など14科目)

フォーラム・プログラム(公共政策、企業内リーガルセクション、起業と法、国際法務、法整備支援の5科目)

- 2. 法曹リカレントおよび高度専門職業人養成と法科大学院(続き)
- (2) 科目等履修生を活用した法曹リカレント教育の始動【慶應義塾大学法科大学院】

「法曹リカレント教育プログラム(CLE)」

- ①専門法曹養成プログラム(専門)
  - ・租税法、労働法、知的財産法、経済法、環境法、倒産法の 6分野
  - ・指定された授業科目から4単位以上+「リサーチペーパー」
- ②専門法曹養成プログラム(専修)
  - ・租税法、労働法、知的財産法、経済法、環境法、倒産法、 グローバル法務の7分野。
  - ・指定された授業科目から6単位
- ③個別科目履修プログラム

- 2. 法曹リカレントおよび高度専門職業人養成と法科大学院(続き)
- (3)新たな専門職大学院の新設の試み―法律系専門職大学院
- ◆「法科大学院教育の抜本的かつ総合的な改善・充実方策について (提言)」(平成26年10月9日)
- <今後目指すべき法科大学院の姿>
- ○我が国の法曹や法曹養成の在り方もグローバルな視点で捉える
- ○社会の様々な分野で活躍できる法律実務に携わる高度専門職業 人が多数輩出されることが望まれる
- ⇒本格的に法曹リカレント・高度専門職業人の養成を行うためには、 法科大学院の「展開・先端科目」の科目群を外に出して、別の専門職 学位(30単位程度)を付与する仕組みを検討すべきである(法科大学 院を基礎とする法律系専門職大学院)。

(参考)アメリカのロースクールにおけるJ.D.とLL.M.の関係

- 2. 法曹リカレントおよび高度専門職業人養成と法科大学院(続き)
- (3)新たな専門職大学院の新設の試み―法律系専門職大学院
- ◆慶應義塾大学法務研究科における「グローバル法務専攻」開設の試み
- ○法務研究科「国際性・学際性・先端性」の理念
- ○グローバル・フィールドで活躍し、21世紀の法化社会を先導する「グローバル法曹」の養成「グローバル法務専門職」の養成(グローバル企業・国際機関のリーガル・スタッフ)
- ○法務研究科内に、英語を使用言語として、1年で学位取得が可能な 「日本版LL.M.」を開設
  - ⇒「グローバル法務専攻」(法務修士)

# カリキュラムの概要

	Core Program	①Japanese Law and Asian Law in Global Practical Perspective ②Global Business and Law ③Global Security and Law		
Global Legal Practice		4 Innovations and Intellectual Property Law		
「グローバル法 務の基礎」を学 ぶ9つの科目群 (約50科目)	Elective Program	<ul> <li>⑤ Area Studies</li> <li>⑥ Comparative Law</li> <li>⑦ Seminar Current Legal Issues</li> <li>⑧ Legal Research and Writing</li> </ul>		
	Practical Training			

- 2. 法曹リカレントおよび高度専門職業人養成と法科大学院
- (3)新たな専門職大学院の新設の試み―法律系専門職大学院(続き)

#### 設置形態

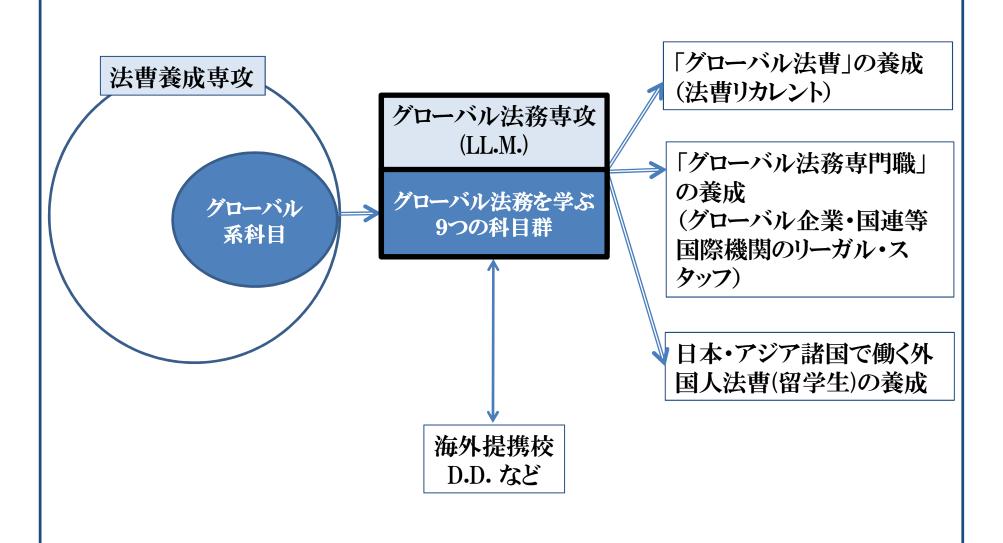
- ○学位の種類「専門職学位」
- ○学位の分野「法学関係」
  - ※「学位の種類及び分野の変更等に関する基準(平成15年3月 31日文部科学省告示第39号)」別表第1に基づく、「専門職学位 (法学関係)」
- ○学位の名称「グローバル法務修士(専門職)」
- ○組織

法務研究科内に2つの専攻

- 1. 「法曹養成専攻(法務博士)」(略称KLS-J.D.)
- 2. 「グローバル法務専攻(法務修士)」(略称KLS-LL.M.)
- ○設置申請

「専門職大学院設置基準」(平成15年3月31日文部科学省令第16号)に基づいて「大学院研究科の専攻設置」を申請を予定

## 「グローバル法務専攻」イメージ図①



# 「グローバル法務専攻」イメージ図②

#### 法務研究科

法曹養成専攻

グローバル法務専攻

#### 法学研究科

公法学専攻·民事法学専攻

#### 後期博士課程

3年

2年

1年

## **専門職学位課程** (法務博士)

土/

既修2年 既修1年 未修3年 未修2年 未修1年

# 専門職学位課程

(法務修士)

1年 (パートタイム1.5年 または2年)

#### 前期博士課程

2年 1年

法学部	他学部
4年 3年 2年 1年	4年 3年 2年 1年
3年	3年
2年	2年
1年	1年

30 of 33

#### 「ケローハール法務専攻」イメージ図③

<法科大学院修了生・実務家コース>

法律学の基礎

> 法律実務の基礎

グローバル法務の基礎

法学部

法科大学院2年(既修)

他学部における 法律科目の履修 法律専門職の実務経験

(法曹・弁理士・ 企業法務スタッフ)

法科大学院未修1年

グローハ・ル法務専攻 (30単位) 標準1年

> グローハル法務専攻(30単位) パートタイム1.5年または2年

〈学部卒業生コース〉

→ グローハル法務の基礎

法律実務の基礎(グローバル法務に必要な範囲で)

グローバル法務専攻 (36単位) 1.5年または2年(1年も可)

- 2. 法曹リカレントおよび高度専門職業人養成と法科大学院(3)新たな専門職大学院の新設の試み―法律系専門職大学院(続き)
- ◆法科大学院を基礎とする「法律系専門職大学院」の課題
- ①標準修業年限を1年とすること(専門職大学院設置基準第2条第2項括弧書き「専攻分野の特性により特に必要があると認められる場合」)
- ②必要教員数の考え方一あくまで法科大学院(法曹養成専攻)を基礎とする専攻ゆえ、大学院に専攻ごとに置くものとする教員の数について定める件」(文部科学省告示第175号)別表1の「法学関係・法学系」(専門分野)「その他の教員組織」の「公法、私法等に分割したときは、各専攻ごとに研究指導教員数を3以上とする。」場合に該当すると考えられないか。

- 3. 法学分野における教員のキャリアパス―法科大学院と研究者養成
  - ◆研究者教員養成のプロセス

学部研究会 →修士課程 →博士課程 (ゼミ・卒論指導) 専門職学位課程 (研究指導) (演習・ペーパー指導)

- →法科大学院学生に対する指導
  - ①リサーチペーパー(修士論文相当)の指導
  - ②キャリアパスとして博士課程への進学・助教としての採用
- →法科大学院専任教員による修士課程学生の指導(指導の継続) 修士課程での指導の緩和(専門職大学院設置基準第5条2項括 弧書き「博士課程における前期の課程を除く。」の改正の検討) →修士課程、法律系専門職大学院の2つの専攻での兼担の可能性